

前回の審議会における 論点及び答申の骨子について

1 下水道の概要

1.1 下水道の種類としくみ

下水道は、市町村が設置・管理する「公共下水道」と、都道府県が設置・管理する「流域下水道」、市町村が都市部の雨水排除を目的として行う「都市下水路」に大別されます。

「公共下水道」は、一つの市町村が管渠から処理場までを有する「単独公共下水道」と、主要な幹線管渠や処理場を流域下水道で分担し、流域下水道幹線までの幹線や面整備管などのみを設置・管理する「流域関連公共下水道」に分けられます。

「流域下水道」は、河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善等を目的として、2以上の市町村の区域にわたり下水道を整備することが効果的かつ経済的な場合に実施されています。流域下水道では幹線管渠やポンプ場、終末処理場といった根幹的施設を都道府県が設置・管理し、市町村が計画区域内の下水を排除するために必要な枝線管渠を整備します。(流域関連公共下水道)

岩出市は、紀の川中流流域下水道(那賀処理区)の計画区域内にあり、流域関連公共下水道の整備を実施しています。

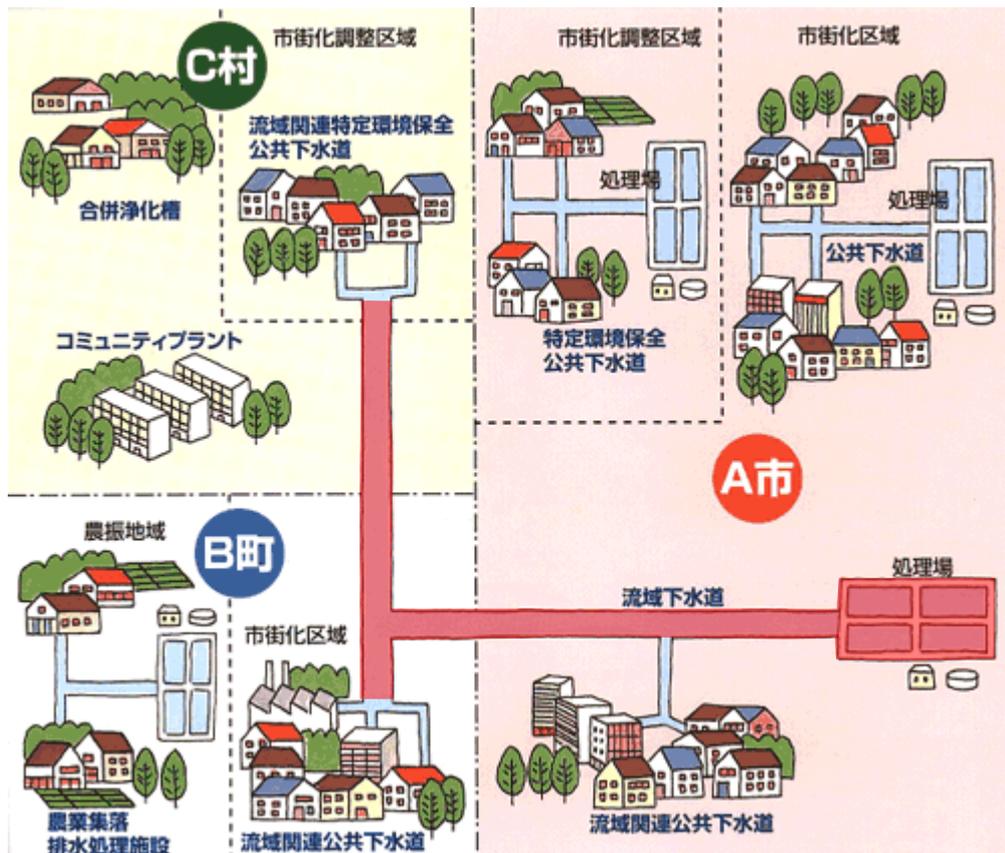


図1-1 下水道の種類

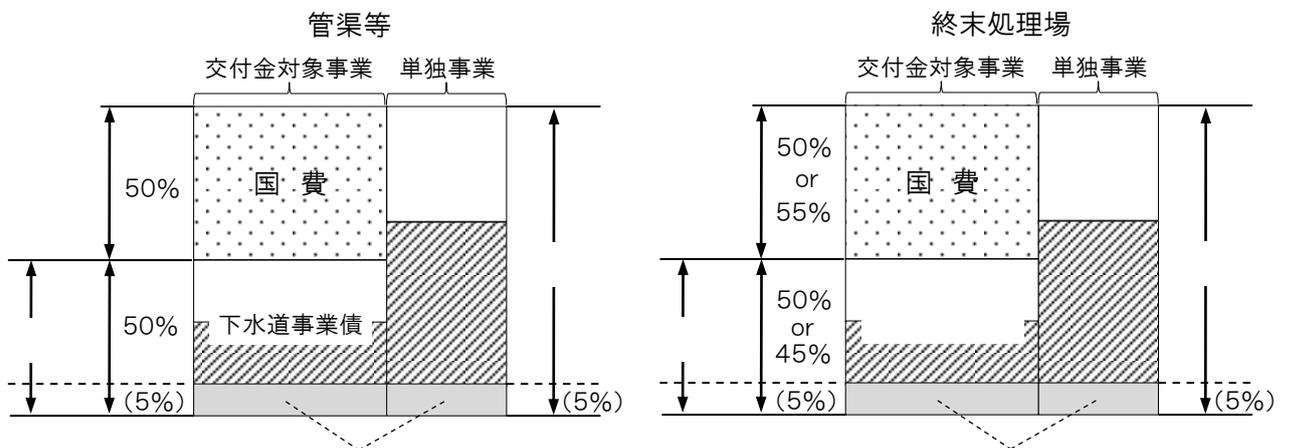
1.2 下水道事業の財源について

1.2.1 下水道建設費の財源について

下水道建設費は、下水管渠やポンプ施設、処理場などの下水道施設を建設するために要する費用です。現状では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった下水道の持つ役割から、比較的手厚い国庫補助制度や起債(借入れ)制度により、その財源が手当てされています。

従来は、国庫補助金を充当できる範囲が下水管を流れる流量や管径により限定されていましたが、現在は、事業効果を拡大することを目的として一定の範囲内で末端管渠まで交付金を充当できるように制度が見直しされています。

また、都市計画法第75条(地方自治法第224条)に基づき徴収される受益者負担金(受益者分担金)は下水道建設費の貴重な財源として活用されています。



※斜線部分は交付税措置分(事業費補正分:処理区域内人口密度に応じ44%~16%)
(単位費用算入分:5%)

図1-2 公共下水道の財源構成

1.2.2 下水道管理費の財源について

下水道管理費は、下水道事業を運営していくため継続的に要する費用であり、汚水の処理に要する費用や管渠の点検・清掃などに要する「維持管理費」と、建設時に借り入れた地方債の「元利償還金(資本費)」から構成されています。

岩出市の公共下水道は、処理場を有さない流域関連公共下水道であるため、汚水処理に要する費用は、終末処理場を管理・運営する和歌山県に岩出市と紀の川市が負担金として納付しています。

従って、岩出市公共下水道全体における下水道管理費は、

$$\begin{aligned} \text{下水道管理費} &= \text{維持管理費} \cdots \text{管渠の点検・清掃などの費用} \\ &+ \text{元利償還費} \cdots \text{建設時の借入金返済の費用} \\ &+ \text{流域維持管理負担金} \cdots \text{汚水処理費と流域下水道の元利償還金} \end{aligned}$$

となります。

この下水道管理費の財源については、「自然現象による雨水を処理する費用は税によって賄い、人間活動によって生じる汚水を処理する費用は汚水発生者が負担する」との考え方(雨水公費・汚水私費の原則)に基づき、下水道料金で賄うのが基本とされています。

しかしながら、下水道は公共用水域の水質保全といった、公的な役割も担っていることから、下水道管理費の一部について公費負担を行うことのできる基準(一般会計繰出基準)が国から示され、該当する費用の一部には国からの交付税措置が行われています。したがって、下水道管理費は下水道料金と公費(一般会計)によって賄われていることとなります。

また、下水道事業は地方財政法上、公営企業と位置づけられており、独立採算の原則が定められているため、下水道管理費のうち国の基準に該当しない部分は下水道使用料で賄うのが原則です。しかしながら、全国的に見ても下水道使用料のみで下水道管理費を回収できている自治体は非常に少ない状況です。

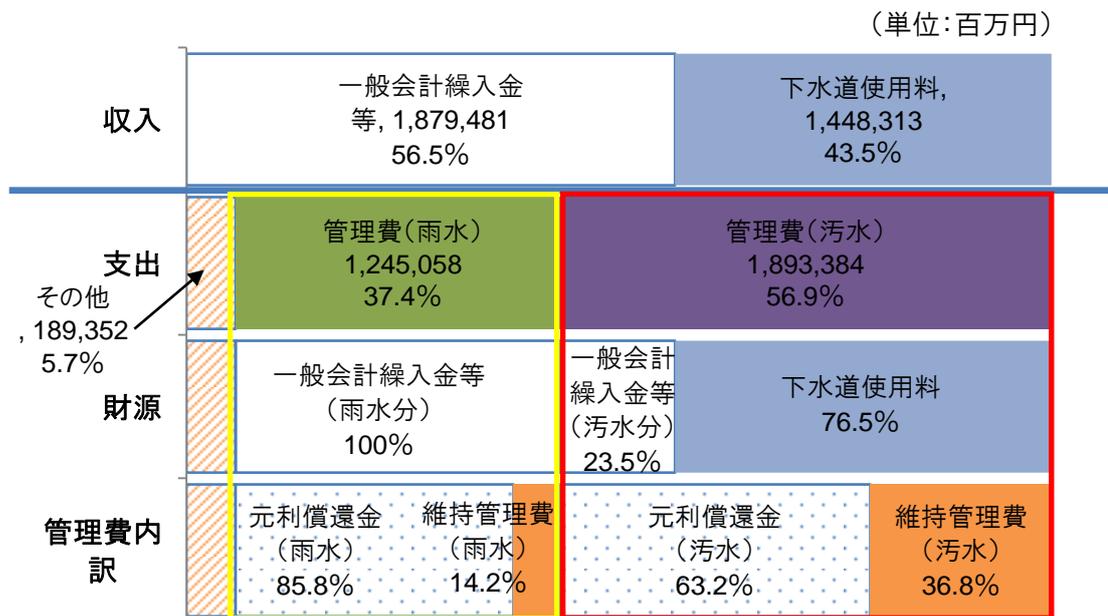
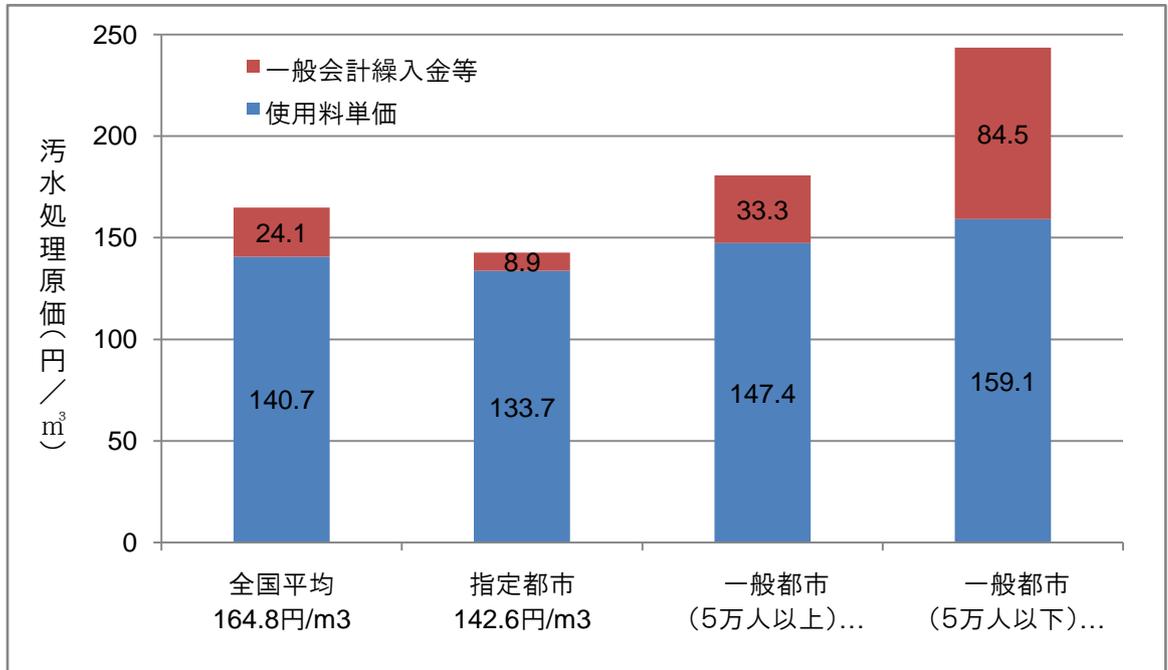


図1-3 全国の下水道管理費と財源の状況(平成22年度)

図1-3は、全国の下水道管理費とその財源の充当状況です。汚水の管理費(約1兆9千億円)の約77%(約1兆4千億円)が下水道使用料によって賄われており、不足分の4千4百億円余りが一般会計の繰入金等によって賄われています。

また、下水道管理費は自治体の規模が小さくなるほど割高になる傾向があり、汚水1m³当りの処理原価(汚水を収集・処理するためにかかる経費)と比較すると、人口5万人未満の都市では全国平均(164.8円/m³)の約1.5倍の費用(243.6円/m³)がかかっています。

一方で、下水道の料金単価は市町村規模によらず 133.7～159.1 円/m³ の範囲にあるため、人口の少ない自治体では十分な使用料収入を得られず、一般会計からの繰入が大きくなっている傾向がうかがわれます。(図1-4)



※汚水処理原価＝(維持管理費＋起債元利償還費)÷有収水量

※公共下水道(特環、特定を除く)のうち流域関連を含まないものを対象とした。

※東京都の区部は1市として扱い、指定都市に含めた。

※一般都市は、指定都市を除く市町村とし、一部事務組合、県施行、臨海都市は含めない。

図1-4 汚水処理原価の費用内訳(平成22年度)

1.3 岩出市公共下水道事業実施までの経過

岩出市は、和歌山県北部の和歌山市と大阪府に隣接した要衝の地に位置しており、旧来より根来寺をはじめとした歴史・伝統文化と自然の豊かな地域として発展してきました。岩出市(岩出町)の発足当時(昭和31年)の人口は13,261人でしたが、昭和45年以降の宅地開発の進行などで平成15年には人口が50,000人を突破し、平成18年4月には市制施行を実現するまでに至りました。また、人口増加のみではなく、国道24号沿線の商業施設の立地などにより住宅都市から複合的な機能を有する都市へと変化してきました。

このように都市化の進展が著しい岩出市は、県下で和歌山市に次いで2番目に人口密度の高い都市となっており、平成11年に実施された「第4次岩出町長期総合計画策定のための住民意識調査」では、「今後の重要な施策」として下水道の整備が第1位となるなど、都市化の進展による生活環境や自然環境の悪化について地域住民の関心が高まりつつありました。

下水道整備のニーズが高まる中、岩出市の豊かな自然を守り、都市機能を支える重要な役割を担うことを目的として、市街地を概ねカバーできる1,420haを下水道計画区域として平成13年度より紀の川中流流域下水道(那賀処理区)の関連公共下水道として下水道事業に着手し、整備を進めてきました。公共下水道の供用開始前には、「公共下水道事業運営審議会」(平成18年1月～平成20年1月。計18回開催)において使用料・受益者負担金等に関する審議を頂き、下水道の経営に関する答申を頂いたのち、平成20年12月に待望の供用開始を迎えました。

現在の岩出市公共下水道は、表1-1に示す下水道計画に基づいて整備を実施しており、平成42年の下水道整備の完了を目指しています。平成24年度末現在、岩出市の下水道普及率は15.2%となっており、当面の整備目標として平成27年度末に第3次認可区域(487ha、普及率35%)の整備完了を目指し、下水道事業に取り組んでいます。

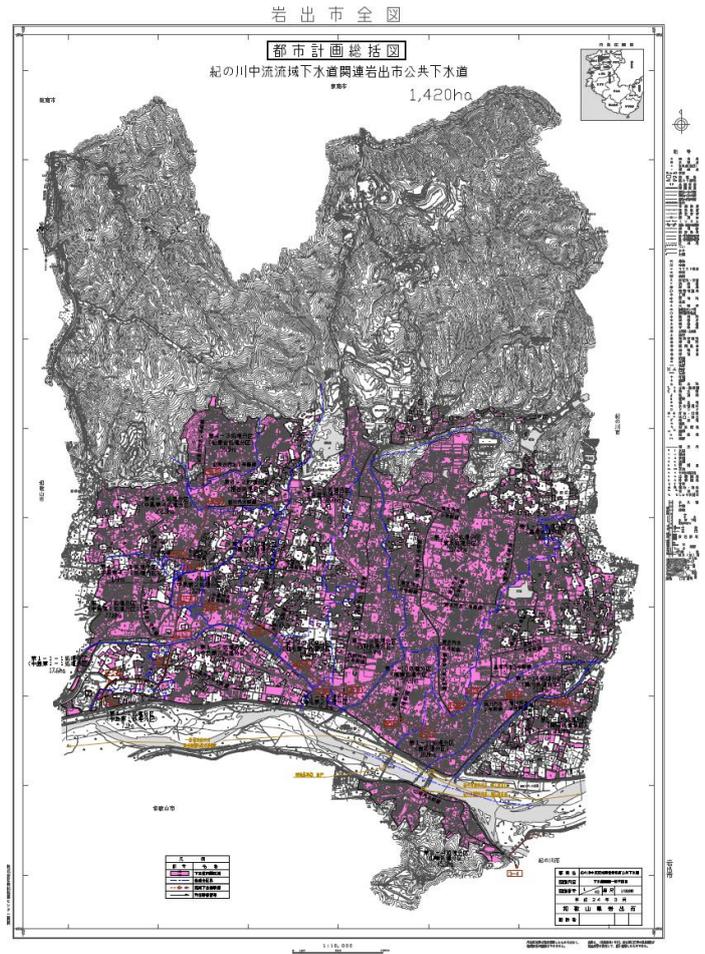


図1-5 岩出市下水道計画図

表1-1 岩出市公共下水道計画の概要

		全体計画	下水道法 事業認可計画	備考
目標年次	(年度)	平成42年 ^{※1}	平成27年度	
計画処理面積	(ha)	1,420	487	
計画処理人口	(人)	53,200	21,000	
計画汚水量	(m ³ /日)	25,172	10,260	日最大
管渠延長	(km)	292	94	
建設事業費	(百万円)	44,677 ^{※2}	11,888	

※1 上位計画(流域下水道計画)の目標年次は平成28年度

※2 うち、6,090百万円は流域下水道の建設負担金

1.4 岩出市上下水道局の運営体制

岩出市上下水道局は、2課29名の体制で上水道及び下水道事業を運営しています。

下水道事業は、未だ整備の途上にあることから整備区域の拡大を重点目標として事業に取り組んでいます。

昭和38年度に事業着手した上水道事業は、水道の安定供給を目的とした新水源地の施設整備事業をはじめ、老朽化した施設の更新や漏水調査など給水コストの削減等を重点業務として取り組んでいるところです。

上下水道事業の経営に関する取り組みとしては、使用料金の滞納処理、水洗化助成金の交付、下水道の普及促進に関する啓発活動等に取り組んでいます。

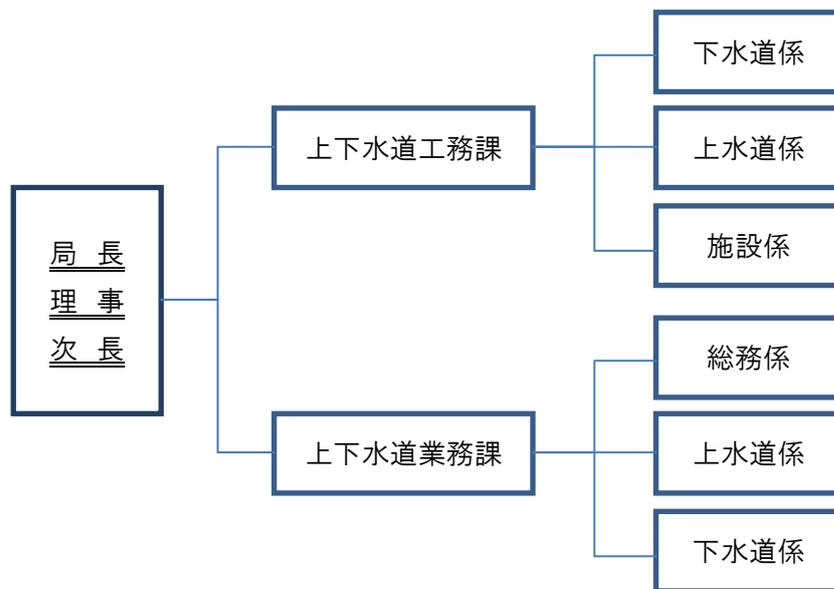


図1-6 岩出市上下水道局組織構成図(平成25年度)

2 前回の審議会における岩出市長からの諮問事項について

前回の審議会は、平成18年1月31日付け岩事第1962号により下記の3点の内容について市長より諮問をさせて頂きました。平成18年6月には中間答申のとりまとめ、先進地への現地調査などに加え、18回の審議会において精力的かつ熱心なご議論を頂き、平成20年1月15日に最終答申を受けました。

前回審議会での諮問事項	前回の岩出市公共下水道事業運営審議会 委員メンバー(敬称略)		
①公共下水道受益者負担金について	堀部 和雄	会長	近畿大学生物理工学部教授
	中林 俊雄	委員	元・和歌山市下水道部長
	松見 隆広	委員	米穀店経営
②公共下水道の使用料について	堂西 良之	委員	岩出市議会議員
	山本 重信	委員	岩出市議会議員
	井神 慶久	委員	岩出市議会議員
③公共下水道の普及促進について	疋谷 公資	委員	平成17年岩出地区会長
	中西 得雅	委員	平成17年区長会長
	井ノ上 文雄	委員	公募委員
	水口 和子	委員	公募委員

表2-1 前回の審議経過 一覧

	開催年月日	主な審議内容
第1回	H18.1.31	公共下水道事業の制度概要について 等
第2回	H18.2.22	諮問項目別の主な論点について 等
第3回	H18.3.27	中間答申(案)について
第4回	H18.4.13	中間答申の採択について
第5回	H18.8.30	今後の審議の進め方について
第6回	H18.10.3	下水道使用料(第1回) 等
第7回	H18.10.31	下水道使用料(第2回)
第8回	H18.11.28	下水道使用料(第3回)
第9回	H19.1.16	下水道使用料(第4回)
第10回	H19.2.13	下水道使用料の答申内容、受益者負担金(第1回)
第11回	H19.3.2	受益者負担金(第2回)
第12回	H19.3.28	受益者負担金(第3回)
第13回	H19.4.23	普及促進策について(第1回)
第14回	H19.5.23	普及促進策について(第2回)
第15回	H19.7.5	普及促進策について(第3回)
第16回	H19.7.26	最終答申(案)について(第1回)
第17回	H19.8.22	最終答申(案)について(第2回)
第18回	H20.1.9	最終答申の採択について

3 答申の骨子について

3.1 公共下水道受益者負担金について

3.1.1 受益者負担金とは

公共下水道の整備により、下水道を使用することが可能となった住民の方々に建設費の一部を負担していただく制度です。(受益者負担金は、一度きりの賦課)
根拠法令は、都市計画法第75条によります。

(都市計画法 第75条)

都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる

3.1.2 下水道事業で受益者負担金を徴収する理由

受益者負担金を徴収する具体的理由として以下の3点の理由があります。

- ①下水道の整備により利益を受ける者が特定され、その範囲が明確であること。
- ②下水道の整備により地域の環境が改善され、未整備の地区に比べて利便性や快適性が著しく向上し、土地の資産価値が増大すること。
- ③受益の発生時期に合わせて相応の負担を求めることは、負担の公平性という観点から適当であり、また、利用者は一方で水質汚濁の原因者として相応の社会的費用を負担すべきであること。

3.1.3 受益者負担金の対象事業費について

下水道の建設費は、比較的手厚い国庫補助制度や起債(借入れ)制度があり、全体事業費をこれらの制度により手当てすることが可能となっています。したがって、下水道の建設に自治体が必要とする資金(現金)は不要となります。

受益者負担金については、公共下水道の整備事業費(約36,531百万円)の5%に相当する1,827百万円を受益者負担金の対象額としています。負担の公平性を確保し、また建設費の貴重な財源として活用することを目的として受益者負担金の徴収をさせていただいています。

3.1.4 受益者負担金の算定方法について

受益者負担金の算定方法には、土地の面積に単価を乗じる「地積割方式」と土地の面積

によらない「定額方式」とがあります。前者は、都市部で多く採用され、後者は地方部で多く採用されている算定方法です。

岩出市は、都市部と地方部両方の特色を兼ね備えて市街地が形成されていることから、地積割方式と定額方式を組合せた算定方法を採用することとしました。

受益者負担金の面積別の試算結果は表3-1のとおりとなります。

表3-1 受益者負担金 試算表

敷地面積(m ²)	基本額(円)	面積割額	合計(円)
100	73,500	100×114=11,400	84,900
150	73,500	150×114=17,100	90,600
300	73,500	300×114=34,200	107,700
500	73,500	500×114=57,000	130,500
1,000	73,500	1,000×114=114,000	187,500

(岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第6条)

受益者が負担する負担金の額は、基本料(1区画定額 73,500円)及び当該受益者が岩出市下水道条例(平成20年岩出市条例第22号。以下「下水道条例」という。)第4条に規定する申請があった賦課対象区域内の土地ごとに前条で認定した面積に1平方メートル当たり114円を乗じて得た額を加算した金額とする。

3.1.5 受益者負担金の賦課時期について

受益者負担金を賦課する時期については、下水道の整備が完了して利用することが可能となった地域毎に一括で賦課する案と住民の方から下水道の利用申し込みがあった時期に個別に賦課する案について検討がなされました。

岩出市では下水道に対する認知度が低く、また、岩出市の上水道事業では、住民の方から利用の申し込みがあった時に施設負担金を徴収している実績があることから、下水道事業においても上水道と同様に、利用の申し込みがあった時に受益者負担金を賦課するように答申を頂きました。

3.1.6 受益者の設定について

受益者負担金の「受益者」としては、一般的には土地所有者とされていますが、土地に関する所有権者だけでなく、借地権、地上権など他の権利者との協議に委ねた上で受益者を決定すべきとして答申を頂きました。

(岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第2条)

この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。

3.1.7 減免・納付猶予制度について

受益者負担金の減免については、受益者負担金が当該土地に対して一度だけの賦課であって一度減免するとその後状況が変わっても永久に徴収することが出来ないため、公共用地などを除き原則として行わないことが適当であると答申を頂きました。

(岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第9条)

市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金について、減免することができる。ただし、既に納付された負担金は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる受益者又は土地に係る受益者

2 前項に規定する負担金の減免を受けることができる受益者は、供用開始日から3年以内に下水道条例第4条に規定する申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、受理されたものに限る。ただし、特に必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 前2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3.2 下水道使用料について

3.2.1 公営企業としての下水道事業

下水道事業は、地方財政法第6条及び同施行令第12条により「公営企業」と位置づけられており、「公営企業」は法第6条により「その経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」(独立採算の原則)とされています。

一方で地方公営企業法第3条において、地方公営企業は「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」(公共の福祉の増進原則)とされており、下水道事業の運営は常にこの「独立採算の原則」と「公共の福祉の増進原則」を両立させることを前提として運営がなされています。

3.2.2 私費・公費負担の原則

私費と公費負担のあり方については、前述の「雨水公費・汚水私費の原則」が広く採用されており、前回の審議会においてもこの原則を前提とした検討が行なわれました。

下水道使用料は、下水道利用者がその使用状況に応じて公平に負担すべきものですが、下水道を整備することにより社会的・公共的な利益も発生します。こうした利益は下水道利用者だけが負担すべき費用ではなく、その公共的役割の及ぶ範囲に応じて市や県が公費(税)により負担すべきであると考えられます。

前回の審議会では、下水道運営費に一定の公費負担は必要であるとの判断のもと、特に下水道事業の特性から経費が割高になりがちな供用開始当初において公費負担の割合が高くなることは、岩出市全体の財政状況が許容する限りにおいて止むを得ないという見解でした。

しかしながら、無制限な公費負担の増大は市の行政サービスの低下や、下水道を利用できない市民との間に不公平が生じる原因ともなるため、将来的な社会情勢や下水道普及状況、市全体の財政状況の変化を踏まえ、常に適正な私費・公費負担のあり方を論じて行くこととして答申を頂いています。

3.2.3 下水道使用料の水準について

下水道使用料の全国的な水準としては、1カ月あたりの平均的な使用量とされる 20m³の使用料金が 2,690 円(岩出市の場合は 2,750 円)となっています。

また、使用料の水準については、自治体の規模や整備の着手時期、地形や市街地の分布状況などの要因によっても差が生じてきます。

前回の審議会では、供用開始当初は普及促進の立場から極力低い使用料水準を推す意見もありましたが、岩出市においては上水道料金が長年に亘って改定されておらず、下水道使用料も頻繁に改定するという前提はなじまないとの意見もあり、財政計画の公費負担と市費負担の見通し、合併浄化槽維持管理費などを総合的に勘案した結果、150 円/m³程度の水準を目指すという答申を頂きました。(最終的には 137.5 円/m³を採用)

3.2.4 下水道使用料単価(基本水量制と累進使用料制について)

岩出市の「上水道」の一般家庭用の水道料金体系は、表3-2に示すとおりです。

表3-2 上水道使用料金表

(消費税込み、単位:円)

水量区分(m ³ /月)		(上水道)
0~10	基本使用料	1,050
10超~30	1m ³ 当り	126
30超~	1m ³ 当り	157
月 25m ³ 使用の場合		2,940

上水道においては、月当たり10m³(2ヶ月で20m³)までは使用料金が1,050円(2ヶ月で2,100円)で一定となっています。これを基本水量制といいます。基本水量制の特徴としては、ユーザーの使用水量に関わらず固定的に発生する維持経費を安定的に回収できるメリットがあります。

基本水量の単価は10~30m³や31m³以上の単価に比べると割安に設定されており、使用水量が増えるにつれて単価が高くなるような料金体系となっています。これを累進使用料制といい、使用量の大きい大口使用者に施設整備コストの一部を負担して頂くことを目的に採用されている場合が多くあります。下水道においても累進使用料制を採用している自治体が多く、累進使用料制を導入することにより、節水型社会の誘導や水資源問題、環境問題等の解決に寄与するといわれています。

また、下水道使用料は水道料金と同時に請求されていることが多く、水道料金と下水道使用料算定が煩雑化することを避けると共に、水道料金と類似した料金体系を採用することで利用者にも馴染みやすい下水道使用料制度とすることを目的として、下水道使用料においても水道料金と同様の水量区分を設けています。

上記の基本水量制と、2段階の累進使用料制を採用する前提で、水道使用量分布に応じて使用料対象経費を配分した結果、下表の下水道使用料表を適当としました。

表3-3 下水道使用料金表

(消費税込み、単位:円)

水量区分(m ³ /月)		(下水道)
0~10	基本使用料	1,050
10超~30	1m ³ 当り	170
30超~	1m ³ 当り	195
月 25m ³ 使用の場合		3,600

3.2.5 下水道財政の見通しについて

前回の審議会で試算した財政計画(使用料収入見込みと、一般会計繰入金の見通し)は、表3-4のとおりです。

供用開始当初は流入水量が少ないことから使用料収入も少ないため、毎年1.8~4億円の一般会計繰入金が必要になるという試算結果でした。交付税対象となる基準内繰入金を除いても毎年1~1.8億円程度の一般市費負担が発生し、5年間の総負担額は7.2億円と予測されました。

表3-4 使用料算定期間中の財政計画(前回審議会での試算結果)

(単位;千円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
下水道管理費	195,417	278,768	347,460	439,838	542,447	1,803,929
下水道使用料 (150円/㎡)	12,800	40,300	70,100	104,100	142,300	369,600
一般会計繰入金 (基準内繰入金)	79,267	108,193	136,554	174,535	215,401	713,951
一般会計繰入金 (基準外繰入)	103,350	130,274	140,806	161,204	184,746	720,379

表3-5は平成20年度以降の使用料収入と下水道管理費の実績値です。下水道管理費の総額は、計画値と比較すると約9億4千万円少ない8億6千万円となっています。下水道管理費の計画と実績に生じた差額の主な要因は、流域下水道及び公共下水道の建設投資額の減少によるものと考えられます。

表3-5 使用料収入と管理費の実績値

(単位;千円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
下水道管理費	118,558	155,478	151,584	210,411	224,342	860,373
下水道使用料 (137.5円/㎡)	125	11,691	25,011	57,848	85,264	179,939
一般会計繰入金 (基準内繰入金)	74,554	85,674	97,816	120,752	131,554	510,350
一般会計繰入金 (基準外繰入)	43,879	58,113	28,757	31,811	7,524	170,084

平成25年度以降の中長期的予測についても前回の審議会で試算結果が示されていますが、下水道整備に伴う資本費(起債償還費)負担の増大により、下水道管理費は平成47年度

にピークを迎え、その後減少に転じますが市負担額として黒字に転換するのは平成70年度となっています。

今後の社会情勢(金利・交付金制度)や普及・維持管理状況(水洗化率・有収率)により試算結果は変化しますが、下水道事業を実施している多くの自治体がそうであるように、岩出市の公共下水道が使用料収入のみで下水道管理費を賄うには長期間を要すると考えられます。

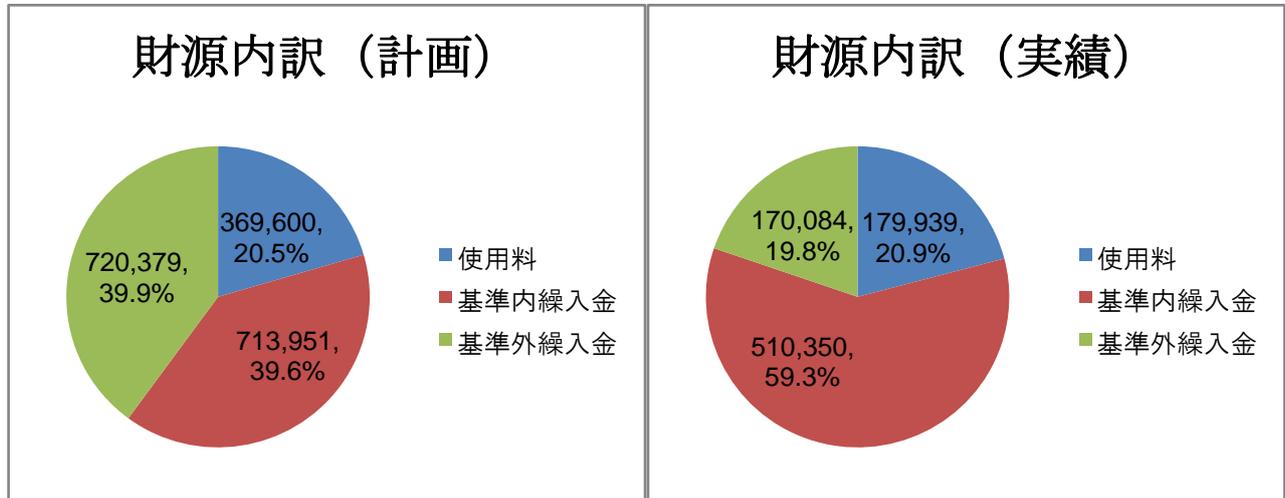


図3-1 下水道管理費(H20~H24)の計画と実績

(参考)平成 25 年度の地方公営企業繰出金について(平成 25 年4月1日付け総財公第 35 号より抜粋)

第10 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(繰出し基準)雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(繰出し基準)分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(繰出し基準)都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から平成25年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事

業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(繰出し基準)特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(繰出し基準)水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(繰出し基準)計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(繰出し基準)下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。

8 高資本費対策に要する経費

(繰出し基準)

ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始 30 年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費

有収水量1m³当たりの算定対象資本費(資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める乗率を乗じて得られる額を控除した額とする。)が51円以上。

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

② 使用料

有収水量1m³当たりの使用料が150円以上

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1m³当たりの算定対象資本費のうちア①に定める基準を超える額(次に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める乗率を乗じて得られる額の合算額)に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1m³当たりの使用料(以下「使用料」という。)が203円に満たなければ、さらに、次に定める調整率を乗じて得た額とする。

① 乗率

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費(円/m ³)	乗率	算定対象資本費(円/m ³)	乗率
51以上76未満	0.8	51以上76未満	0.8
76以上153未満	0.85	76以上306未満	0.85
153以上	0.95	306以上	0.95

② 調整率

使用料/203円

9 広域化・共同化の推進に要する経費

(繰出し基準)下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(繰出し基準)地方公営企業法の適用に要する経費の2分の1とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(繰出し基準)建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成25年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(繰出し基準)建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成25年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(繰出し基準)下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

14 その他(下水道事業債(普及特別対策分、臨時措置分、特例措置分)の元利償還金)

(繰出し基準)

ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

3.3 下水道の普及促進策について

3.3.1 下水道普及促進策の意義

下水道は、市町村が下水道施設を整備しただけでは機能を発揮できず、住民が公共下水道に排水設備を接続して初めて効果を発揮できるという特徴があります。そのため、下水道整備効果を早期に発現するという観点から、下水道の普及促進(下水道への接続率の向上)が重要と言えます。

また、下水道使用料は下水道経営における唯一の自主財源であり、使用料収入と接続率は正比例の関係にあることから、経営基盤の強化、財政の健全化という観点からも下水道の普及促進は最重要課題であると言えます。

下水道法第11条の3第5項においても普及促進を重視する立場から、市町村は排水設備の改造に必要な資金の融通又はその斡旋、紛争の仲介その他の援助に努めることが求められており、普及促進策は公共下水道事業を実施する自治体に共通の義務とも言えます。

3.3.2 下水道普及の阻害要因

下水道の普及促進策については、多くの自治体でその実情に応じた様々な施策が行われています。全国的に下水道の普及を妨げる要因を調査すると、代表的なものとしては「高齢者の増加問題」「接続費用・使用料・受益者負担金の費用面の問題」「住民の理解不足など行政と住民間のコミュニケーション問題」「土地の形状や権利関係の問題」などが挙げられています。

岩出市は高齢化率が県下で最低の水準であるものの、地区によっては比較的高齢化が進んでいるところもあり、将来的には高齢者の増加が問題になることも予測されます。

開発団地や店舗を中心に合併浄化槽が普及する一方で、従来からの集落部などでは汲み取りや単独浄化槽の世帯も残されており、本市の普及促進においてはこうした世帯を含め、それぞれの生活排水状況に応じた施策の展開が望まれるとの答申を頂いています。

3.3.3 岩出市に適した普及促進策の検討

3.3.2 で述べた問題点の解決策として①～⑦の普及促進策について前回の審議会で検討を行って頂きました。

- ① 戸別訪問の実施
- ② 阻害要因の徹底調査
- ③ 早期接続に向けた広報活動
- ④ 助成金・奨励金制度の実施
- ⑤ 下水道貯金

- ⑥ 融資あっせん制度(利子補給)の実施
- ⑦ 下水道使用料の割引

このうち①～③の施策については、広い意味でPR活動に含まれる促進策であり、対象となる世帯数や費用、効果などに違いがあるため、いずれか単独の方法を採用するのではなく、地区別の普及時期や個別の未水洗化世帯の状況に応じて適宜実施してゆくべきと答申を頂いています。

④～⑦の施策については経済面での普及促進策ですが、財源を一般財源(税)に求めざるを得ない経済的な普及促進策の採用には、財政的な悪影響や未普及地域の住民とのバランスも念頭に置く必要があります。

前回の審議会では、経済的な普及促進策についてそれぞれの特徴と実施に要する費用から種々検討を頂きましたが、最終的な結論としては「水洗化融資・利子補給制度」と「水洗化助成金制度」のいずれかを選択することが適当と答申を頂いています。

水洗化融資・利子補給制度については、高齢者世帯の増加や、水洗化費用を用意できない世帯に対する水洗化促進策として不可欠であり、助成金制度については事業費が高額になる傾向が認められるものの、融資・利子補給を必要としない世帯に対しても一定の普及促進効果を確認するためには必要と考えられることが採用となった理由です。

3.3.4 これまでの普及促進策の実施状況

岩出市で現在実施している普及促進策は、③の広報活動、④の助成金制度、⑥の融資あっせん制度となっています。

広報活動については、市ウェブサイトにおける下水道のPRをはじめ、下水道の日(9月10日)に合わせた街頭啓発、助成金制度のチラシを各戸にポスティング(これまでの実績で約3000枚)するなどの取り組みを実施しています。

水洗化助成金については、交付要綱を定め、平成20年度から交付を行っています。

<p>(岩出市排水設備工事助成金交付要綱 抜粋)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第4条 助成金の額は、1区画につき次に掲げる額とする。この場合において、下水道条例第4条の規定による排水設備等新設工事1回に限り、助成するものとする。</p> <p>(1) 供用開始の告示後1年以内に公共下水道に繋ぎ込みをした場合 7万円</p> <p>(2) 供用開始の告示後2年以内に公共下水道に繋ぎ込みをした場合 5万円</p> <p>(3) 供用開始の告示後3年以内に公共下水道に繋ぎ込みをした場合 3万円</p> <p>2 排水設備工事に要する費用が前項に規定する助成金の額に満たないときは、当該費用を上限として助成するものとする。</p> <p>(平21告示2・一部改正)</p>

これまでの助成金の交付実績は、表3-6のとおりとなっています。

各年度でばらつきはありますが、供用開始の初年度である平成20年度を除いて毎年度100件以上のご利用を頂いています。これまでの助成金総額は約6千万円に達しており、助成件数の9割以上にあたる831件が整備完了後1年以内の接続となっています。これらの実績を見ても、助成制度が整備区域の普及促進に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。

一方、排水設備工事に係る利子補給金制度については、これまで利用実績がない状態となっています。

表3-6 水洗化助成金の交付実績

交付年度	内訳			合計(円)
	単価(円)	件数	金額(円)	
平成20年度	70,000	58件	4,060,000	4,060,000
平成21年度	70,000	307件	21,490,000	21,640,000
	50,000	3件	150,000	
平成22年度	70,000	78件	5,460,000	7,840,000
	50,000	47件	2,350,000	
	30,000	1件	30,000	
平成23年度	グリーンタウン	148件	9,768,598	19,758,598
	70,000	136件	9,520,000	
	50,000	1件	50,000	
	30,000	14件	420,000	
平成24年度	70,000	104件	7,280,000	7,560,000
	50,000	5件	250,000	
	30,000	1件	30,000	
合計		900件		60,788,598

3.3.5 効果的な広報・PR活動について

助成金制度は、供用開始の告示後、年数を経るにしたがって助成金額が減少する仕組みとなっています。これは、できるだけ早期に下水道を接続していただくためのインセンティブが働くように制度設計したのですが、3年を経過すると助成を受けることができなくなることから、告示済区域内の未接続世帯に対してチラシをポスティングするなどのPR活動を実施しているところです。

また、岩出市ウェブサイトにて助成金制度、利子補給制度について情報提供をさせて頂いており、水洗化促進制度の利用促進を図っているところです。

このほか、9月10日の「下水道の日」にちなんで街頭啓発としてミレニアシティ、メッサオークワ、松源、スーパー根来などでのPR活動にも取り組んでいます。